

平成 30 年度の

軽自動車税



地方税法等の改定により、平成 28 年度から税額が引き上げになっています。

▼問合せ 税務課税務係 (☎ 23 - 2332)

◆軽自動車（四輪以上および三輪車）

種別		税額			
		平成 17 年 4 月 1 日 から平成 27 年 3 月 31 日まで に最初の新規 検査を受けた車両	平成 27 年 4 月 1 日 以後に最初 の新規検査を 受けた車両	平成 17 年 3 月 31 日 以前に最初 の新規検査を 受けた車両	
3 輪のもの		3,100 円	3,900 円	4,600 円	
4 輪 以上	乗用	営業用	5,500 円	6,900 円	8,200 円
		自家用	7,200 円	10,800 円	12,900 円
	貨物用	営業用	3,000 円	3,800 円	4,500 円
		自家用	4,000 円	5,000 円	6,000 円

最初の新規検査（その車両が新車として新規に車検を受ける）の年月日によって税率（税年額）が変わります。

四輪車等のグリーン化特例（軽課）措置が 1 年間延長されました

排出ガスや燃費の性能に優れた環境負荷の小さい車両に対して、排出ガス・燃費性能の基準に応じて軽減税率が適用されます。軽減税率の対象となるのは、平成 29 年度（平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日）に新車新規登録され、排出ガス・燃費性能の優れた車両です。軽減税率が適用されるのは、平成 30 年度の 1 年限りです。軽減税率の区分要件等詳細はお問い合わせください。

区分		標準税額	軽減税率が適用される場合の税額			
軽減率		—	標準税額 の概ね 75%軽減	標準税額 の概ね 50%軽減	標準税額 の概ね 25%軽減	
4 輪 以上	乗用	自家用	10,800 円	2,700 円	5,400 円	8,100 円
		営業用	6,900 円	1,800 円	3,500 円	5,200 円
	貨物用	自家用	5,000 円	1,300 円	2,500 円	3,800 円
		営業用	3,800 円	1,000 円	1,900 円	2,900 円
3 輪のもの		3,900 円	1,000 円	2,000 円	3,000 円	

◆原動機付自転車(125cc 以下)・二輪車(125cc 超)・小型特殊自動車等

種別	税額	
原動機付 自転車	50cc 以下	2,000 円
	90cc 以下 (51 ~ 90cc)	2,000 円
	125cc 以下 (91 ~ 125cc)	2,400 円
	ミニカー	3,700 円
2 輪の軽自動車	250cc 以下 (126 ~ 250cc)	3,600 円
2 輪の小型自動車	250cc 超	6,000 円
小型特殊自動車	農耕作業用	2,400 円
	その他	5,900 円
専ら雪上を走行するもの		3,000 円
導車体		3,600 円

障がい者等の方へ 軽自動車税額の減免申請は 5 月 31 日まで

▼対象 障がい者または障がい者と生計を一にする方が通院等のために使用する車両（普通自動車との併用は不可）。生計を一にする方が所有する場合や障がい者を常時介護する方が運転する場合等も、減免が受けられる場合があります。

▼その他 手帳の級別によっては減免が受けられない場合があります。また、申請期限を過ぎた場合は、減免を受けることはできません。詳細はお問い合わせください。

平成 30 年度 納税通知書発送予定日 5 月 1 日

平成 30 年度 減免申請期限 5 月 31 日

<必要書類>

- ① 減免申請書 ② 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳
- ③ 車検証 ④ 運転免許証（実際に減免を受ける車を運転する方のもの）
- ⑤ 納税通知書 ⑥ 印鑑

カップル募集します！ 夏至祭ウエディングセレモニー

6月17日（日）に開催する「第35回夏至祭」のイベント内で行う「ウエディングセレモニー」に参加を希望するカップルを募集しています（町内外、未婚、既婚は問いません）。

セレモニーでは、石狩平野を一望できるレクサンド記念公園での記念写真撮影や、北欧を感じさせるスウェーデンヒルズの街並みを歩く「リースの行進」への参加のほか、特製の結婚証明書や記念品の贈呈などを予定しています。

お二人の素敵な思い出を、ぜひ当別町夏至祭で作りませんか。ご応募お待ちしております。

■ **応募方法** まずはお電話でご相談ください。その後、氏名・住所・プロフィール・お二人の出会いなどをお聞きします。
※応募多数の場合は、抽選とさせていただきます。

■ **応募締切** 5月17日（木）

■ **問合せ**

当別・レクサンド都市交流協会
（町商工会内・☎ 0133 - 23 - 2447）
当別町企画部企画課（☎ 0133 - 23 - 3042）



ポイントをためて応募しよう 北海道健康マイレージ

～ 応募は1人1回までです ～

北海道では、道民一人ひとりの健康づくりに対する取り組みを応援する試みとして、行政・企業・関係団体が連携し北海道全体で「北海道健康マイレージ事業」を実施しています。昨年度町では473人が取り組みました。

▼健康マイレージとは？

健康づくりの取り組みや健康診断の受診を行うことでポイントがたまる制度です。6ポイントためて応募すると、協賛企業から特典がもらえます（応募多数の場合は抽選）。

▼ **対象者** 20歳以上の当別町民はどなたでも

▼ **取組期間** 平成30年4月1日～平成31年3月31日

▼参加方法

- ① 保健福祉課健康推進係よりポイントカード・健康チャレンジシートを受け取る。
- ② 健康づくりに関する取り組みを行い、ポイントシールを集める。
- ③ 6ポイントたまったら、参加登録申込書・応募用紙およびポイントカードを提出し応募する。

★健康づくりに関する取り組みとは？

ポイント対象となる取組や事業	ポイント数
健康チャレンジ（自身で健康に関する取り組み目標を立て1カ月以上実施）	1チャレンジごとに1ポイント
健康診断・各種がん検診（特定健診や職場健診、個人で人間ドックを受診）	1健診ごとに2ポイント
その他健康診断（骨粗しょう症検診やエキノコックス症検診、歯科健診）	1健診ごとに1ポイント
健診結果説明会・運動サポート事業（健診受診後の特定保健指導や町が実施する運動事業）	1参加ごとに1ポイント
健康づくりセミナー、健康福祉出前講座・食生活改善協議会主催等の料理教室	1参加ごとに1ポイント
介護予防事業（かすみ草の集い、友遊会等への参加）	1参加ごとに1ポイント

※ポイントシールは上記事業の実施会場の他、健診結果や健康チャレンジシートの提出によりゆとろ窓口でお渡しします。

▼取り組み・応募期限

平成31年3月31日（必着） ※郵送可

▼参加申込み・応募先

保健福祉課健康推進係（ゆとろ内・☎ 23 - 4044）



まず わ はじめ
増輪 肇 副町長が再任

平成 30 年第 1 回当別町議会定例会において、議会の同意を得て、増輪副町長が再任されました。

■任期 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日

募 集

介護支援専門員の資格を有する方へ 非常勤職員を募集

▼業務内容 介護認定のための訪問調査業務、介護予防業務等。

▼応募資格 介護支援専門員の資格を有する方。

▼募集人数 若干名

▼勤務先 ゆとろ

▼勤務期間 7 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日（継続有）

▼勤務時間 月曜～金曜の 8 時 45 分～17 時 15 分の内、週 29 時間 10 分

▼報酬 月額 180,900 円

▼応募書類 履歴書、職務経歴書、資格を証明する書類の写し、運転免許証の写し

▼社会保険 健康保険、厚生年金、雇用保険に加入します。

▼応募締切 6 月 1 日（金）

▼申込み・問合せ 介護課介護支援係（ゆとろ内・☎ 23 - 3029）

募 集

赤十字社員に加入しませんか

日本赤十字社では、地震などの災害や内戦等の紛争に対して、さまざまな支援活動を行っています。これらの活動を展開するためには、赤十字の活動に賛同して資金協力をさせていただける方や町内会、日赤奉仕団や協賛委員のご協力が必要です。

5 月は赤十字運動月間です。赤十字の活動に賛同し、毎年 500 円以上の資金協力をさせていただく方（社員）を募集しています。

ご理解と関心がある方は、地域の協賛委員または福祉係へご連絡ください。

▼問合せ 保健福祉課福祉係（ゆとろ内・☎ 23 - 3019）

人 事

人事異動（主査以上）

■ 4 月 1 日付け人事異動

【総務部】

総務部長～舘田博道

【総務部総務課】

総務課主幹（広報広聴・150 年記念事業担当）～小畑孝尚、総務係主査～藤原朋憲、同係主査～畑邦明（石狩北部地区消防事務組合派遣）、情報管理係主査～確井洋寿、広報広聴係長～首藤美紀

【総務部政策調整室】

政策調整室長～熊谷康弘、秘書係長～佐藤太一郎

【総務部税務課】

税務係長～三浦浩司、資産税係長～寺島丈

【企画部】

企画部長～江口昇

【企画部まち再生室】

まち再生室長～乗木裕、同室主幹（まち再生担当）～高田浩司、まち再生係長～坪井祐介

【住民環境部】

住民環境部長～大畑裕貴

【住民環境部住民課】

住民課長～山本直樹、戸籍年金係長～吉田浩子

【福祉部保健福祉課】

保健福祉課主幹～村上賢二、福祉係長～岸本理映子

【福祉部介護課】

介護支援係長～櫻田克、障がい支援係長～高田一魅

【経済部】

経済部長～高松悟志

【経済部農務課】

農務課主幹（農務・農業委員会担当）～土井大輔、農業委員会係長～櫻井裕介

【経済部エネルギー推進室】

エネルギー推進室長～吉野裕宜、エネルギー推進係長～井田洋佑、林政係主査～浪岡勉

【建設水道部建設課】

建設課長～種田統、同課主幹（建設担当）～菅原浩二、同課主幹（管理住宅担当）～北村浩二、管理住宅係長～江口美智子

【建設水道部上下水道課】

上下水道課主幹（業務担当）～有澤和久、同課主幹（技術担当）～木立勝

【教育委員会学校教育課】

学校教育課長～北村和也、同課参事～山谷潤、総務係長～玉木聡美、給食センター係長～木村薫

【教育委員会子ども未来課】

子ども未来課主幹（子ども担当）～石川公隆

【議会事務局】

総務係主査～瀬戸貴裕

● 4 月 1 日付け新規採用者

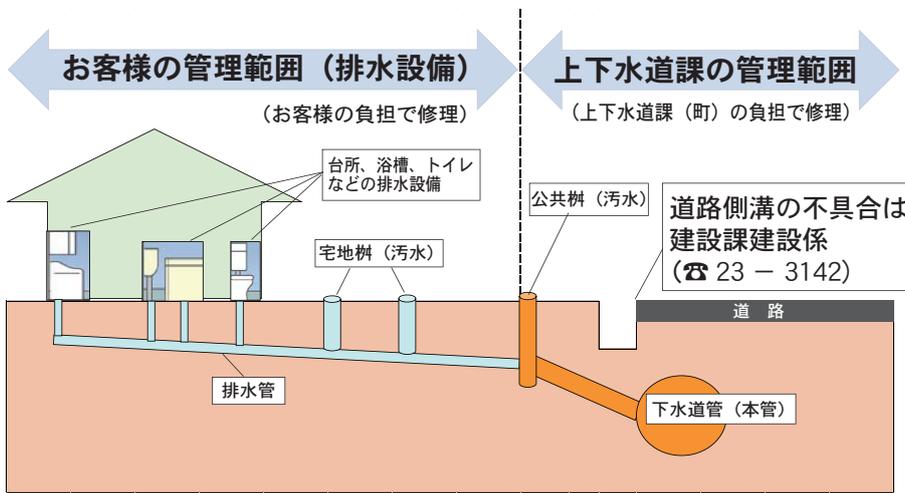
山谷潤、安達文香、今井拓也、及川裕也、有櫛文音、板木誠也、丹野晴貴、丸山梢子、津野日奈子、川島健夫、齊藤慧、笹木健

● 3 月 31 日付け定年退職者

堤和弘、二木勝義、佐藤志乃ぶ、木村稔

排水設備と下水道の管理区分について

◆ 排水管のつまり等不具合 ◆



▼上下水道課で修理可能

公共汚水罫から下水道本管まで。（町営住宅にお住まいの方は、建設課管理住宅係（☎ 23 - 3197）まで）

▼お客様での対応

トイレ、台所等の排水設備（公共汚水罫に接続している配管を含む）

※排水設備の詰まり解消や修理等を依頼する場合は、町の排水設備指定業者に依頼してください。

▼問合せ 上下水道課業務係（☎ 22 - 2411）

年金

読んで得する年金・国保のお話

国保

【国民年金保険料の免除等の申請】

国民年金保険料を未納のままにしておくと、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合があります。経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除となる「保険料免除制度」や猶予となる「納付猶予（50歳未満）制度」があります。平成30年度の免除等の受付は7月1日から開始され、平成31年6月分までの期間を対象として審査します。また、申請ができる期間は、申請時点の2年1カ月前の月分までさかのぼって免除申請ができますので、役場国民年金窓口またはお近くの年金事務所へご相談ください。

【日本年金機構からのお知らせ】

年金受給資格期間が10年未満の方へ日本年金機構より年金加入期間の確認を呼びかける「年金加入期間の確認のお知らせ（案内）」を送付しています。お手元に届いたら必ずご確認ください。年金事務所へのご相談は、「ねんきんダイヤル 0570 - 05 - 1165」へ予約のうえ、お越しくください。

■年金事務所出張相談所の開設

- ・日時 5月22日（火）10時～15時
- ・場所 商工会館（錦町）

（相談予約専用ダイヤル ☎ 011 - 717 - 4133）

相談は予約制。
代理人が相談する場合は委任状等が必要です。

【国民健康保険の加入・脱退手続きはお済みですか】

国民健康保険は職場の健康保険などに加入していない方は、すべての人が加入する制度です（これを“国民皆保険”といいます）。

職場を退職し健康保険などを喪失したときは、喪失後14日以内に社会保険等資格喪失証明書を持参し、役場の国保窓口で「加入手続き」を行ってください。また、会社などに就業し、国民健康保険以外の保険に加入した場合は「脱退の手続き」が必要です。加入・脱退ともに、自動的に保険が切り替わるものではなく、ご自身での手続きが必要です。

■こんな場合も…

例えば2年前に退職後、国保に未加入のままで過ごし、けがや病気などで病院にかかる時に国保の加入の届出をしたとしても、国保の加入日は届け出をした日ではなく、職場の健康保険が切れた日（退職日の翌日）となります。この場合、未加入期間分の国保税がかかることになり、経済的な負担が非常に大きくなります。また、既に他の健康保険に加入しているのに、脱退の届け出が遅れ、国保の保険証で病院にかかっていた場合などは、医療費を返還していただきますので、加入・脱退等の手続きは、なるべく早めに済ませましょう。

▼国民年金についての問合せ

住民課戸籍年金係（☎ 23 - 2463）

▼国保・後期高齢者医療についての問合せ

住民課国保・後期高齢者医療係（☎ 23 - 2467）